

## 社会福祉法人知夫村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人知夫村社会福祉協議会役員、評議員、評議員選任・解任委員及び社会福祉法人知夫村社会福祉協議会定款（以下「定款」という。）第33条第1項の規定に基づく委員（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

### (報酬及び費用弁償)

第2条 定款第25条に規定する役員等に支払う報酬等の総額は、各年度において700,000円を超えない範囲内とする。

2 役員等の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員 の地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

3 役員等に対する報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長	月額	33,000円
(2) 理事	日額	3,000円
(3) 監事（会計監査業務時）	日額	7,000円
(4) 監事（会計監査以外の業務時）	日額	3,000円
(5) 評議員	日額	3,000円
(6) 評議員選任・解任委員	日額	3,000円
(7) 定款第33条第1項に規定する委員	日額	3,000円

4 役員等に対して、費用を弁償することとし、その額は次のとおりとする。

(1) 会長	日額	3,000円
--------	----	--------

5 定款第7条第2項に規定する評議員選任・解任委員会の委員のうち、本会事務局員の中から選出された委員及び定款第18条第2項に規定する常務理事の報酬の支給については、知夫村社会福祉協議会職員等の給与等に関する規程を適用するものとし、第3項の規定は、適用しない。

### (旅費)

第3条 役員等が職務のために旅行するときは、旅費を支給する。

2 旅費の額は、別表のとおりとし、職員の旅費支給に関する規程の支給方法に準じて支給する。

3 常務理事の旅費の支給については、知夫村社会福祉協議会職員の旅費支給に関する規程の規定を適用するものとし、前項の規定は、適用しない。

(公 表)

第4条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の変更)

第5条 この規程を変更しようとするときは、理事会及び評議員会の議決を得なければならない。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 知夫村社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償支給規程（平成4年4月1日制定以下「旧規程」という。）は廃止する。
- 3 この規程施行の際、旧規定に基づいてなされた手続きその他の行為は、この規程に基づいてなされた手続きその他の行為とみなす。

附 則

この規程は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、定款変更の認可のあった日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	船賃	鉄道賃	車賃	日当 (1日につき)	宿泊料	航空運賃
県内	2等	旅客運賃、 急行料金、 座席指定 料金	実費	5,500円	8,000円	現に支払った 旅客運賃の額
県外				5,500円	10,700円	
政令 指定 都市				6,000円	12,700円	

- 1 鳥取県は、県内旅費とする。
- 2 島前内旅行の場合の連絡船運賃は、その実費とする。
- 3 緊急又はやむを得ない場合で、他の輸送機関を利用したときは、その実費を支給する。
- 4 鉄道賃の急行料金は、超特急行列車を運行する路線にあつては片道100キロメートル以上のもの、特別急行列車を運行する路線にあつては片道50キロメートル以上のもの、普通急行列車を運行する路線にあつては片道20キロメートル以上のものについて支給する。
- 5 航空運賃は、旅行任命権者においてやむを得ない事情と認めた場合に限り支給するものとする。
- 6 隠岐汽船利用時において、その旅行日程が、2等島民往復割引料金の期間に該当する場合の船賃は、2等島民往復割引料金とし、その運賃が、隠岐航路運賃低廉化等を目的とする事業（以下「対策事業等」という。）により公費等の補助対象となるときは、本規程の規定により算出した額から対策事業等における助成額を減じた額を支給する。又、高速旅客船を利用した場合は、特急料金を支給する。